

栃木県議会災害対応計画 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>4 情報収集・提供</p> <p>(1) 栃木県議会災害対策本部の設置等</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 栃木県議会災害対策本部会議</u></p> <p><u>本部長は、必要がある場合には、災害情報等の共有を図るために栃木県議会災害対策本部会議を開催することとする。</u></p> <p><u>エ 栃木県議会災害対策本部緊急連絡会議</u></p> <p>本部長は、必要がある場合には、災害情報や要望等及び発災時の議会運営等に関して調整を行うために栃木県議会災害対策本部緊急連絡会議（以下「緊急連絡会議」という。）を開催する。</p> <p>緊急連絡会議の構成員は、各派代表者会議の構成員及び議会運営委員長とする。ただし、構成員が議事堂に登庁できない場合には、代理出席を認めることとする。</p> <p>なお、本部長が必要と判断した場合には、構成員以外の議員を緊急連絡会議に招集することができることとする。</p> <p><u>オ その他</u></p> <p>議会災対本部に関する事務は、議会事務局が行う。その他、議会災対本部に必要な事項は、別途議長が定める。</p>	<p>(略)</p> <p>4 情報収集・提供</p> <p>(1) 栃木県議会災害対策本部の設置等</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 栃木県議会災害対策本部緊急連絡会議</u></p> <p>本部長は、必要がある場合には、災害情報や要望等及び発災時の議会運営等に関して調整を行うために栃木県議会災害対策本部緊急連絡会議（以下「緊急連絡会議」という。）を開催する。</p> <p>緊急連絡会議の構成員は、各派代表者会議の構成員及び議会運営委員長とする。ただし、構成員が議事堂に登庁できない場合には、代理出席を認めることとする。</p> <p>なお、本部長が必要と判断した場合には、構成員以外の議員を緊急連絡会議に招集することができることとする。</p> <p><u>エ その他</u></p> <p>議会災対本部に関する事務は、議会事務局が行う。その他、議会災対本部に必要な事項は、別途議長が定める。</p>

<p>(略)</p> <p>7 <u>計画の見直し等</u></p> <p>必要に応じ、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化等を考慮し、本計画の内容は随時見直しを図ることとする。</p> <p>8 <u>計画の準用</u></p> <p><u>本計画の対象とする災害以外において、県民の生命、財産、安全等に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事象であると議長が認めた場合には、本計画を準用し対応することとする。</u></p> <p><u>なお、準用する場合において必要な事項は、別途議長が定めることとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>7 <u>その他</u></p> <p>必要に応じ、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化等を考慮し、本計画の内容は随時見直しを図ることとする。</p> <p><u>なお、本計画の実施について必要な事項は別途定めることとする。</u></p>
--	---